

内モンゴル赤峰市公文書館における清朝期の満州語、 モンゴル語及び漢文による公文書について

張 永 江

赤峰市公文書館はもともと昭烏達盟公文書館と称し、赤峰市内昭烏達路東三段一号に位置する。1959年に設立され、内モンゴル自治区に属する20の公文書館の中でも、所蔵の公文書がもっとも豊富な公文書館の一つである。2003年8月に、筆者は当該公文書館に赴いて調査したので、その結果を以下にまとめてみる。

一

1999年までに、当該公文書館が所蔵する129の全宗には、9.7万巻（「卷」とは、中国語で「卷宗」と言い、公文書を保管する単位を指す）のファイルがあって、その他の資料が、2.1万冊以上に達する。当該公文書館には、1648年（清・順治五年）から1998年まで350年に亘る公文書が所蔵されている。年代別に見ると、清朝、民国時代のものが1万巻余りあって、爵位の世襲・授与、出征、租税、鉱務、金融、交通運送、教育、外交関係、アヘン禁止、開墾などの内容に及ぶ。さらに、文字の種類別で見ると、漢語、モンゴル語、満州語、チベット語、日本語がある。なお、文字を記載する媒介としては、紙のほか、写真、絹なども使われている。さらに言えば、公文書のほか、その他の資料も保存され

ており、希少で貴重な歴史文献や資料なども含まれている。

赤峰市公文書館所蔵の文書の中でも、清朝の満州語、モンゴル語、漢文による公文書が、清朝史の研究、とりわけ清時代におけるモンゴル史の研究に対しては、もっとも価値のあるものと思われる。上記のような公文書の作成機関としては、主にオングニート（Ongniut）部右翼旗（ホショー qošuu）と赤峰州正堂（知州）がある。前者によって作成された公文書は、1501巻に及び、後者によって作成された公文書は12巻で、合計1513巻になり、赤峰市の公文書は内モンゴル自治区にある総計7.5万巻余りの清朝公文書の約2.2%⁽¹⁾しかないことになる。しかし、数少ないモンゴル旗に関する公文書の現存状況からみれば、例え僅少量とは言え、赤峰市の公文書の資料価値は改めて評価し直すに値すると思われる。

具体的に見れば、清朝の漠南地区のモンゴルに51個のザサク旗（アラシャアン、エジナーの二旗を含む）があり、種々な原因により、現在、清朝の公文書を残した旗は、23の旗⁽²⁾（ホルチン部の右翼後旗、左翼中旗、左翼後旗三旗；ハラチン部の左、中、右三旗；トメト部の左右翼二旗；モーミンガン旗、ドゥルブン・ホヘン

(1) 内蒙古自治区檔案資料目録中心編：「内蒙古自治区檔案全宗概覽」、2ページ。遠方出版社、1999年。呼和浩特。以下「概覽」と略称する。

(2) 「概覽」の『明清檔案（公文書）』全宗紹介（22

- 58ページ）による統計とする。しかし、同書『総述』は18旗であると述べおり（5ページ）、実際の数と異なる。ここで全宗紹介した数に準ずる。

部落旗、ハルハ右翼旗、オルドス部六旗、オンラインゴート部右翼旗、アラシャン旗、エジナーフ旗；ソニト部左右翼二旗；西ウジュムチン旗）しかなく、半分にも足りない。現存数量から見れば、一番多く残っているのは、ハラチン左翼旗のもので、10,810巻もある。二番目は、アラシャン旗の2,532巻である。三番目は、本稿でとりあげるオンラインユート部右翼旗の公文書である。半分以上の旗の歴史公文書は100巻以下である。そして、公文書の連続性から見ると、オンラインユート部右翼旗の公文書が、順治皇帝から宣統皇帝までの各年代にわたって作成され、現存の各旗公文書の中でもっとも完備されたものであって、清朝のモンゴル旗の行政を研究するものとしては標本的な存在である。

赤峰公文書の卷宗は、文書のタイトルと年代別に基づいて収蔵されているが、巻ごとに文書の件数が異なる。一巻で、一、二件から五十、六十件までといったように文書の件数に大きなばらつきがある。現在、当該公文書館では、モンゴル語、漢語別の公文書ファイル（ファイル）目録が提供されているが、文書の目録が作成されるには至っていない。公文書の記録文字としては、主にモンゴル語、漢語と満州語の三種類

があり、そのうちで、モンゴル語文書が90%以上を占める。その次には、漢文、1289件が続く。一番少ないので、満州語文書であって、218件しかない。そして、モンゴル語と漢文とで併合的に作成されたものは85件、満州語、モンゴル語とで併合的に作成されたものは35件、満州語とモンゴル語と漢文とで併合的に作成されたものは10件ある。このような文字の記載方式から、清朝の中頃から内地の漢民族の内モンゴルへの移住にしたがって、オンラインユート地区では、農業化と内地化へと進める中、モンゴル語が依然として主な言語として使用されていたことが窺われる。漢文のみを用いた公文書はほとんど同治元年（1862）以後に作成されている。これによって、漢民族の当地への移入とコミュニティ形成の解明に役立つであろう。

二

上記の1501巻の公文書には、今まであまり知られていない豊富な歴史情報が含まれている。それについて以下で簡単な紹介を試みることにする。

まず、公文書の時代別の分布からみると以下のよう構成になっている。

時代	公文書順番号	巻数	付注
順治朝	NO.256 – 10	1 件	順治五年モンゴル語文書の写本。乾隆四十四年に写して、単独で卷宗を設立せず、乾隆朝文書に合併した。
康熙朝	NO. 1 – NO.35	35	
雍正朝	NO.36 – NO.136	101	
乾隆朝	NO.137 – NO.387	251	
嘉慶朝	NO.388 – NO.412	25	
道光朝	NO.413 – NO.462	50	
咸豐朝	NO.463 – NO.502	40	

内モンゴル赤峰市公文書館における清朝期の満州語、
モンゴル語及び漢文による公文書について

同治朝	NO.503 – NO.538	36	
光緒朝	NO.539 – NO.1175	637	
宣統朝	NO.1176 – NO.1473	298	
無年代	NO.1176 – NO.1501	28	

上記の表に関して以下の四つの時期に分けて分析を試みる。

順治・康熙時期（合計79年間）には、数がもつとも少なく、雍正・乾隆時期（73年間）には、順治・康熙時期より大幅に増えている。嘉慶・道光・咸豊・同治時期（79年間）には、雍正・乾隆時期よりさらに少なくなっている。光緒、宣統時期（35年間）がもっとも多い。

どういう原因でこのような結果になったのかは不明だが、通常に、公文書、とりわけ歴史公文書に関しては、その保存の量が、以下の二つの素因によって影響されると言われている。一つは、当時に作成された公文書の数、もう一つは、公文書の保管条件である。そのうちで、公文書を作成する量は、主に行政業務の繁簡による。の中には、上級機関への文書、対等レベル機関の間での文書、旗（ホショー）の内部での行政業務を処理する際に作成された文書などが含まれている。そして、公文書保管の質は、主に公文書保管の所在地の社会環境による。なぜならば、戦乱や激しい政治的変動など人為的な素因は、公文書を滅失させる主要な原因だからである。時間の流れによる自然な滅失は、むしろ次元的な要因と考えられるからです。現存するオニニュート右旗の公文書からも、上記の二つの素因が同時に働いたことが窺われる。この点については、以下のように説明がつくと思われる。

たとえば、順治、康熙時期には、平均して一年に0.45巻しかない。当時の公文書は長い年月が経っており、量の少なさは、自然的な原因と

時間的な原因による。とりわけ、康熙十四年（1675）までの32年間には、原始文書が一件も残されていない。また、当時は清朝建国の初期にあたり、モンゴルの各部落に対するコントロールが強力に行われておらず、駅伝といった交通機関が完備されていなかったことであつて、中央政府との連絡が不十分であつて、公文書の量が少なかつたと考えられる。さらには、モンゴル旗の内部での、単純な遊牧生活といった要因も簡略的な行政業務の環境を作ったと考えられる。

次いで雍正、乾隆時期においては、平均で一年4.8巻に達して、前記の順治、康熙時期の10倍以上に達している。それは恐らく、オニニュート部が所在していた赤峰地区には、内部と外部の両方で大きな変化が起つたことによるものではないかと考えられる。つまり、まず、雍正、乾隆朝が北西部のジンガル部との戦闘が二回もあり、二回ともオニニュート部までに波及していた。とりわけ、現地での徵兵、あるいは馬や牛や羊などの徵収・買い上げ、あるいは軍用物資の搬送などはオニニュート部で行われた。そして、木蘭狩猟制度、避暑山荘の建築、及びこれらに関する「年班」（年ごとの出番）、「囲班」（皇帝による狩猟の当直）などの制度の確立にしたがつて、オニニュート部の王公貴族たちは多忙になってきた。その時期には、王公、格格（皇女または王女のことを指す）たちが朝覲（謁見）、貢ぎを奉る、帰省、俸給恩賞の受領などのため、上京の回数も以前より頻繁となってきた。さらに、その時期には、内地からの漢

族移民の増加につれて、原住民のモンゴル人と旗役所との間では、漢族移民の管理に関する交渉も頻繁に行われるようになっていた。不動産の契約、租税の取り立て、モンゴル人と漢族移民民間の様々な刑事事件、開墾地への精査、移民人口の統計、許可証の交付、および旗の倉糧の数と租税収入などをめぐって定期的に中央政府へと報告しなければならなかつた。これらを通して、モンゴル人と漢人との間、旗の役所と烏蘭哈達(ウランハダ)理事通判の役所との間で、さらには、旗の役所と理藩院との間で、夥しい公文書が残された。

しかし、嘉慶、道光、咸豐、同治時期になると、残された公文書の数が多くない。平均して一年に1.8卷しかならない。一件の文書もなかった年さえある。例えば、全嘉慶朝の25年間には、5卷の文書があったが、嘉慶18～19年の二年間は一件もなく、道光元年～3年にもなかった。但し、もともと公文書がなかったというわけではないと考えられる。そもそも、この時期に至ると清朝においては、内外ともに情勢が緊迫し、とりわけ、外族による侵略と内部による反乱が絶え間なく続いていた。清の朝廷は、何度も内モンゴルの各盟旗から兵士を徵集し出征した。それに関する記録は『清実錄』で残されたが、公文書は見当たらない。恐らく人為的な原因と推測されるが、その理由がいまだ明らかではない。

次いで、清の朝廷が王公貴族に要求した事務的な業務の激減という事情がある。例えば、木蘭狩獵、「年班」(年ごとの出番)、「団班」(狩獵の当直)などの慣行公事はすでに跡を絶ち、俸給恩賞の受領や、貢のための上京なども少なくなっていた。旗の内部の公務においては、職位と爵号の継ぎ、訴訟、治安の維持、蒙漢間の関係の処理及び人口・土地・租糧の統計のみが残された。

その他に、卷宗の数が少ないので、公文書の分類方法にもよると考えられる。数年間にわたる公文書が一つの大きな卷宗として分類され、その中にはかなり数の文書が入っていたりするのである。

最後に、光緒、宣統時期の公文書が公文書総数の2/3を占めており、平均にして年間25卷以上の卷宗が作成されている。なお、作成年代不詳の公文書においては、その内容から想像して、その時期に収めたものと思われる。その時期には案卷が多いために手かがりをつかみにくい、というのがその時期の公文書の特徴であつて、同時に、当時のモンゴル社会の急激な変動状況をも反映している。そのうちの半分以上のファイルは、社会の治安と、民事、刑事事件と関わっている。そのほかに、土地などの資源をめぐるモンゴル族と漢族との紛争、さまざまな殺人窃盗事件、秘密結社、強盗(馬賊)などの社会問題が続出した。なお、近代化の象徴とされる採鉱、商社、宣教師の遊歴、洋式学校、西洋武器の購入、新式軍隊の訓練、電報の敷設という新しい事業も續々と現れた。総じて見れば、これらの公文書は、その時期の内モンゴル社会の豊かな様相を展示するものである。

三

赤峰市歴史公文書を基に以下のように分類統計表を作成してみた。それを通じて清朝前期(1644～1840)の赤峰地区の社会生活を考えみたい。

内モンゴル赤峰市公文書館における清朝期の満州語、
モンゴル語及び漢文による公文書について

分類順番	文書のキーワード	ファイル数
1	王、公、タイジ世襲爵位、貴族への詔命	34
2	木蘭（ムラン）狩獵、囲班（侍従狩獵）、獵場の管理と保護	25
3	王、公貴族上京事務（皇帝への安否問い合わせ、朝貢、年班、格格の帰省など）	45
4	王公貴族の俸禄の受領、官兵及び家族の下賜品の受領	21
5	戦争のための徵兵、官兵の守備の交替	16
6	部隊が現地に通過、物資・文書の伝送	10
7	馬の徵用、馬・駱駝の仕入れ	10
8	会盟をもって各種事務の処理	10
9	駅伝に関する事務	6
10	宗教事務（寺院、ラマ、寺倉、パンченラマ）	8
11	経済的な処罰（畜生の罰、俸給の罰）	5
12	暦（時憲書）の受け取り	14
13	理藩院からの訓令・禁令・通知・通告など	5
14	律令の制定・公布	4
15	犯罪者の指名手配・逮捕	14
16	各種の訴訟事件の審理（経済的トラブル・傷害・強盗・殺人・など）	26
17	旗・県、旗・旗間の公務	4
18	盜難防止、窃盜犯の取調べ	5
19	旗の内部の比丁（兵士の選抜）、戸籍調査、タイジ人口の統計	4
20	王公の婚姻（備指額駄を含み）	8
21	朝廷への統計冊の呈上	3
22	王公、タイジの養子縁組みと手続き	2
23	移入するオイラト・チャハル人の受け入れ	3
24	逃亡兵士の手配	5
25	被災調査と救済	10
26	タイジの系譜の調べと報告	4
27	旗の内部の穀倉・水利工事・去勢した馬などの数量の調べ	5
28	旗内での禁漁、開墾禁止と不法開墾	6
29	流入した漢民の管理（人口統計、免許の授与、開墾地の測量、漢民族の人口と氏名の調査、不審漢人の追放など）	16
30	ウランハダ（烏蘭哈達）理事通判に通報する蒙、漢民の土地に関するトラブルの公文書	21
31	理藩院への旗の倉（即ち旗の財政）の收支状況に関する書類（地租数量についての明細帳簿など）	12
32	開墾地の精査結果について旗の役所とウランハダ（烏蘭哈達）理事通判により理藩院への報告書	15
33	蒙・漢民に関する各種の事件	11

34	地租・税金に関する文書	13
35	土地開墾に関する契約書、債務文書、土地の賃貸文書	6
36	旗内の王・公・タイジ・官員に関する文書（転職、昇進、訴訟、横領、 人口売買など）	6
37	炭鉱の採掘	6
38	地図	1
39	公務の引き受け	1
40	その他（分類できない文書及び未修復文書）	19

清朝前期に作成された439個のファイルからオンラインニュート部をはじめ赤峰地区の豊かな社会図絵が描き出される。社会的生活においては、藩部制度と封建制度を基とする爵位と職の世襲、年ごとの出番、狩猟の出番、貢を奉る、朝謁、俸給・賞与の受領、兵士の徵集と出征、皇室との通婚などの朝廷と関連する業務が、依然として支配的地位にある。庶民生活と関わる社会の治安、事件の審理、人口統計、被災者の救済などの通常業務は、二次的なものとして位置付けられている。他方、清の時代は、内モンゴルにとっては、伝統的な遊牧型社会から近代の半遊牧半定住型社会への過渡期である。漢民族の移入に従って、牧場が耕地として開墾され、これをきっかけに農業が次第に盛んになってくる。こうして、モンゴル人は半定住型生活へと変えると同時に、特別な形で農業にも従事するようになり、最終的に半農業半遊牧型の生活形態へと転換した。それ故、公文書の中では、漢民族の管理、土地の開墾、蒙漢間の経済的トラブル、土地の収益およびその分配などをめぐる問題などが焦点の一つとなっている。この前例のない社会変動の中、貴族と牧民、モンゴル族と漢民族、畜産業と農業、モンゴルの盟・旗と行政省庁・県、朝廷と藩部、それぞれの利益が如何に調整されたのか。このような質問に対しては、前記の公文書からある程度の回答がすで

に得られたであろう。清朝期に辺疆民族地域の事務を主管した理藩院によって所蔵された公文書が大部分に滅失された現在（僅か1873年以後の部分が残存）にあっては、内モンゴルの盟旗に関する公文書が清の時代のモンゴル歴史研究の貴重資料として、もっとも重視されるであろう。